熊本国税局からの重要なお知らせ

熊本国税局では、令和元年7月29日(月)から、内部事務の効率化を目的として、税務署で行う申告書等の入力や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送、電話による書類の提出要請など納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務について、熊本国税局管内税務署事務センターを設置して集約処理を行ってきましたが、令和3年7月12日以降は、

「**熊本国税局業務センター**」(以下「業務センター」といいます。)に名称を変更して引き 続き集約処理を行っています。

納税者や税理士の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

●郵送による書類の送付先について

内部事務のセンター化の対象となっている税務署(対象署)に提出する申告書や申請書・届出書等を郵送により提出される場合は、「業務センター」へ送付いただきますようお願いします。

なお、管轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、業務センターへの郵送にご協力願います(業務センターへ直接持ち込むことはできません)。 また、電子申告(e-Tax)により提出される場合は、従来どおり所轄の税務署に送信願います。

送付先

〒862-8721 (熊本東郵便局私書箱第33号) 熊本市東区東本町16番28号

熊本国税局業務センター

●収受日付印の表示について

業務センターにおいて収受する申告書等には、

「熊本国税局業務センター」と表示した収受日付印を押なつします。

収受日付印イメージ

※この図は実際の収受日付印を簡易的に表示させたものです。



- ※「変更前」は、提出された税務署名を表示していました。
- ※税務署窓口へ直接提出される文書には、従来どおり税務署名の収受日付印を押なつします。